

なかりしかば、かくては故郷にあるも同じ歸りなんとて侯の近侍せる士に別を告じかば、理也  
とて、其よしを申けるに、侯笑給ひて、吾よくこれをまれり、然れども、守景は膽太くして、人の需に  
従ふものにあらず、其畫もとまり世に稀なるもの也、されば此男に祿を與へば、畫を描くことを  
ばせじとおもひて、かく貧しからしむ、今は三年に及べば、畫も國中に多く残りなん、さらば扶持  
すべしとて、ともしからず賜しとぞ、

〔日本靈異記上〕債カ母乃々

〔日本書紀持統十〕元年七月甲子、詔曰、凡負債者、自乙酉年以前物莫收利、若既役身者、不得役利、

〔日本靈異記上〕凶人不孝養、嫗房母、以得惡死報緣第廿三

大和國添上郡有一凶人也、其名未詳、字曰贍保、是難破宮御宇天皇○孝之代、預學生之人也、徒學書

傳、不養其母、母貸子稻、无物可償、贍保忽怒、逼而徵之、時母居地、子坐胡床、賞明視之、不得寧居、賞明語

之曰、○中汝家饒財、貸稻多者、何違學不孝親母、贍保不伏曰、无用也、于時衆人代其母而償、債咸俱起

而避、母出其嫗房而應泣之曰、吾之育汝、日夜无憇、觀他子之報恩時、吾兒之如斯、而反見迫辱、願心違

謬矣、汝已徵負稻、吾亦徵乳直、○下

〔三代實錄清和〕貞觀七年三月廿五日丙午、少僧都法眼和上、位慧運申牒請、○中其年不滿二十、若七

十已上、并國家不敬之人、負債之人、黃門奴婢之類、非是戒器、故佛不聽受戒、○下

〔今昔物語二十〕延興寺僧惠味、依惡業受牛身語第二十

今昔、延興寺下云、寺有、其寺ニ惠味、○惠味、日本靈異記作惠勝ト云、僧住ケリ、年來此ノ寺ニ住ム間ニ、寺ノ

温室分ノ薪一束ヲ取テ、人ニ與ヘタリケルニ、其後償フ事无クテ、惠味死ニケリ、而ル間、其寺ノ邊

ニ本ヨリ稗有ケリ、一ノ犢生ニケリ、其犢長大ニシテ、後其犢ニ車ヲ懸テ薪ヲ積テ寺ノ内ニ入ル、